

青申だより

平成 29 年 4 月 1 日 発行
VOL. 126
<http://www.onomichi-aoshin.jp/>



尾道地区会	☎0848-37-9594 ☎0848-37-9591
因島地区会	☎0845-22-2211 ☎0845-22-6033
世羅郡地区会	☎0847-22-0529 ☎0847-22-3415
御調町地区会	☎0848-76-0282 ☎0848-76-2118
瀬戸田地区会	☎0845-27-2008 ☎0845-27-3518

『申告事務手続き終了のお礼』

会員の皆様、平成 28 年度確定申告よりマイナンバーの記載や添付が義務づけられマイナンバー等の書類提出にご協力をいただき誠にありがとうございました。

所得税の申告及び消費税の申告期には、会員各位のご協力と親会及び 女性部役員の方々の連日におたる応援のお力添えにより今年も順調に申告事務を終了することが出来ました。

皆様のご協力に感謝いたし厚くお礼申し上げます。

***平成 28 年分の決算申告後にその内容の誤りに気付かれた時は、早めに事務局へ連絡して下さい。**

☆所得金額及び税額を過少に申告した時

《修正申告書を提出する》

税務署より指摘を受ける前に自主的に修正申告をすると加算税・延滞税も少額ですみます。

☆所得金額及び税額を過大に申告した時

《更正請求をする（所得税・消費税）》

経費を計上して無かった等ありましたら更正の請求が出来ます。事務局までご連絡下さい。

***消費税・事業税の納付金額は平成 29 年分の租税公課に計上して下さい。**

◆お知らせ◆

年末調整・確定申告関係の再発行につきましては一税目一年分につき 300 円（税込）の手数料がかかります。

平成 29 年分会費納入について

口座振替ご利用の方

引き落としは、平成 29 年 6 月 20 日（火）です。

口座振替未利用の方

- 役員さん集金の方 集金にお伺いいたします。
- 役員集金でない方 郵便局も振替用紙を郵送いたします。

※ 口座振替での変更手続きを お願いしております。ご連絡いただけましたら、「預金口座振替依頼書」をお送りいたします。

※ ポケットカードご利用の方は年会費お支払いでのご利用は可能です。

※ 既に、平成 29 年度会費納入頂いた方は、ありがとうございました。

★源泉所得税納期特例納付の期限は 7 月 10 日（月）です★

源泉所得税の納付期限は、給与を支払った日の翌月 10 日まで（休日の場合はその翌日）となっています。

納期の特例の申請をされている方は

◆ 1 月～6 月までの分・・・7 月 10 日

◆ 7 月～12 月までの分・・・翌年の 1 月 10 日

（納期の特例の届出書を提出し、一定の要件を

満たす場合は翌年の 1 月 20 日）

※必ず納期限内に納付して下さい!!

税理士の先生による 税務無料相談コーナー

4 月 19 日（水）

5 月 17 日（水）

6 月 21 日（水）

午前 10 時～午後 4 時まで予約制になります

（一社）納税相談センター
尾道青色申告会第 6 回通常総会
の開催日が決まりました。

詳しくは別紙をご覧ください。

中小企業経営者の
みなさまへ

国が準備したセーフティネット **安心の材料をご提供します。**

小規模企業共済制度

経営者ご自身の「現役引退後の生活資金」のことをお考えですか？

将来、「廃業」「役員退任」等が生じたときに共済金を受け取れます。

現役引退後の安心した生活設計が図れます。



★毎月 3 万円の掛金（年間 36 万円）で、例えば課税対象所得 400 万円の方なら、約 11 万円の節税になります。（左図は確定申告書の記載例）

●共済制度の詳細内容は、パンフレット等を必ずご覧ください。



掛金は
全額所得
控除

共済制度の運営機関



中小企業と地域振興をもっとサポート

独立行政法人
中小企業基盤整備機構

〒105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル

共済相談室 TEL 050-5541-7171

URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

経営セーフティ共済

検索

小規模企業共済

検索